

青森県児童福祉法施行細則の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

県では、児童福祉法（以下「法」という。）の施行について青森県児童福祉法施行細則（以下「細則」という。）を制定して必要な事項を定めており、法に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る各様式については、法及び省令等を踏まえ、細則において定めています。

今回の改正は、申請内容の効率的な審査のため、法及び省令等の改正に対応して速やかに様式の改正を行うことができるよう、小児慢性特定疾病医療支援に係る様式を細則において定めないこととし、知事が別に定めることとするものです。

2 改正内容

次の様式を細則から削除します。

- （１）医療費支給認定（変更認定）申請書（第１号様式）
- （２）医療費支給認定申請事項変更届出書（第１号様式の２）
- （３）指定医指定申請書（第２号様式）
- （４）指定医申請事項変更届出書（第２号様式の２）
- （５）指定医指定辞退申出書（第２号様式の３）
- （６）医療受給者証再交付申請書（第３号様式）
- （７）指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書（第４号様式）
- （８）指定小児慢性特定疾病医療機関申請事項変更届出書（第４号様式の２）
- （９）指定小児慢性特定疾病医療機関指定辞退申出書（第４号様式の３）

3 施行日

令和７年１０月１日